第２５号議案

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の
一部を改正する条例

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例（平成 14 年新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附　則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

がん検診の利用の促進を図るため、その利用に係る費用に関する時限的な特例措置を継続する必要があるため